

北海道新聞 施設で暮らす障害者の子育て 支える環境 法整備が急務 報道セン

ター・高野渡 会員限定記事 2023年4月30日 11:38

檜山管内江差町の社会福祉法人「あすなろ福祉会」が、グループホームで結婚や同棲（どうせい）を希望する知的障害者のカップルに不妊処置を求めている問題を受け、知的障害者の子育てをテーマにした連載「産む決断―知的障害者の現状」を担当した。障害者が受けるサービスを定めた現行の障害者総合支援法は、子供への支援を定めておらず、グループホームでの子育ては積極的に認められていない。国は憲法が保障する「子を産み育てるかを自ら決める権利」（リプロダクティブ権）を尊重し、障害者が安心して子育てできるように法整備などの環境づくりを急ぐべきだ。

取材で知的障害のある夫婦が子育てする群馬県富岡市のグループホームを訪れた。夫婦と長女の一家3人のほか、他の入居者2人と一軒家で共同生活を送り、世話人のスタッフが食事作りや掃除などを行っていた。

夕食後に小学3年の長女（9）が、学校で習ったなわとびのしぐさを家族や他の入居者に見せるほほ笑ましいだんらんを見た。もし、母親が出産を諦めていたら、見られなかった光景だ。

一家を支援する社会福祉法人上州水土舎（すいどしゃ）（群馬県富岡市）の金谷透理事長は夫婦の長女が産まれる際、24時間体制で出産をケアできるグループホームでの支援が望ましいと考えた。

しかし、群馬県の担当者から前例がないことを理由にグループホームでの子育てに反対された。地元の市や児童相談所にも相談したが、乳児院に預けることを遠回しに提案されたという。金谷理事長は「子供を家族の中で育てさせてあげたい」と決意。県の意向に反しても、支援の継続を決めた。

グループホームの入居は障害者総合支援法に基づき、原則18歳以上の障害者に限られる。障害者の子育ては、問題になっているにもかかわらず、厚生労働省は「グレーゾーン」（障害福祉課）として、容認していない現状がある。

道内でもグループホームでの出産や子育てが想定されていない実態が明らかになった。

あすなろ福祉会の問題を受けて、道がグループホームの事業者を対象に行った調査によると、回答した道内274事業所のうち、結婚や出産を理由に退所した事例が15事業所であった。旭川市のあるグループホームは「恋愛はいいが、性交渉は禁止している」と明かす。

障害者が子育てする環境がなく、子供が乳児院に預けられるケースも多い。全国乳児福祉協議会（東京）の調査によると、2019年度に全国の乳児院に入所した1901人のうち、4-5%に当たる86人が、両親の知的障害が理由で預けられていた。

その背景に、子供に対する入浴支援や食事作りは国が報酬を定めておらず、支援を行う法人任せとなっている現状がある。あすなろ福祉会の樋口英俊理事長は昨年12月の記者会見で「利用者同士で生まれた子どもたちの責任は負えない」と語った。

道内の社会福祉法人を取材すると、不妊処置は人権侵害としつつも、「あすなろ福祉会のことを一方的に責められない。法人任せの現状を国は変えてほしい」と訴えた。

加藤勝信厚労相は2月の記者会見で、現場事例の調査研究を行う考えを示したが、国の動きはなお鈍い。グループホームに子供が入居できるよう一刻も早く制度化し、施設に払う報酬も規定化すべきだ。

障害者のリプロダクティブ権を巡っては、旧優生保護法（1948～96年）下の国の強制不妊手術に対する損害賠償訴訟でも、国の後ろ向きな姿勢が透けて見える。3月の札幌高裁の判決で、原告の小島喜久夫さん（81）＝札幌市＝が逆転勝訴し、国に1650万円の賠償を命じた。札幌高裁は判決で憲法違反を認め、「国が旧法で優生思想を定着させ、社会的な差別や偏見を正当化、助長した」と非難した。しかし国は上告し、小島さんにも謝罪していない。

障害者福祉に詳しい東京家政大の田中恵美子教授は「国の動きが鈍いのは、国民の理解や社会的後押しが弱いことが背景にある」と指摘する。その上で、障害の有無にかかわらず、地域で利用できる子育てサービスの充実を訴える。

インターネットの投稿を見ていると、障害者に対する社会の差別やヘイトはいまだに強いと感じる。障害者の子育てを人ごととしてとらえず、社会全体で何が必要か議論することが、国を動かす近道だと思う。